

幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費 補助金について

1. 対象

- (1) 幸田町に住所を有する者で、町内に生息する飼い主のいない猫に、公益社団法人愛知県獣医師会に属する動物病院で手術を受けさせるもの
- (2) 税の滞納をしていないもの

※公益社団法人愛知県獣医師会に属する動物病院は
右記のQRコードから確認できます。



2. 申請条件

- (1) 申請者以外の2人（町内に住所を有する申請者と別世帯の者）の署名
- (2) 耳にV字カット等の目じるしを施す
- (3) 手術前、手術後の写真及び領収書の提出
- (4) 手術時に申請者が費用負担（補助金は後日、町より申請者へ支払い）

3. 補助金の予算

総額200,000円（補助金は予算内において先着順となります。）

4. 補助金額

手術費用の2分の1（100円未満端数切捨て）

補助上限額 避妊手術 10,000円 去勢手術 5,000円

5. 事前認定

- (1) 手術を実施する14日前までに、認定申請書（様式第1号）に下記の必要書類を添付の上、環境課（役場庁舎2階）に提出してください。（郵送での受付は行っておりません。）

必要書類

- (1) 誓約書兼同意書（申請者）
- (2) 誓約書兼同意書（確認者）2名分
- (3) 債権者登録兼口座振替依頼書及び振込先の通帳の写し
- (4) 飼い主のいない猫の写真（全身が確認できるもの）

※宣誓書兼同意書(確認者)は申請者以外の2人(町内に住所を有する申請者と別世帯の者)の署名が必要になります。

(2) 認定通知書(様式第2号)がお手元に届いた後に、手術の実施をしてください。

※認定通知書が届いた日から30日以内に、手術を受けさせてください。

もし、この期間に手術を受けさせることができないという場合は、幸田町環境課に認定の取下げをしてください。

※動物病院で手術を受けさせる際には、病院から認定の通知の提示を求められることがありますので、**幸田町から届いた認定通知書を必ず持参してください。**

※認定前に手術を受けた猫は認められません。



6. 交付申請

- (1) 手術を完了したときは、手術を実施した日から30日を経過した日又は同一年度の末日のすれか早い期日までに、交付申請書(様式第3号)を下記の必要書類を添えて、環境課(庁舎2階)に提出してください。(郵送での受付は行っておりません。)
- (2) 交付申請書と同時に請求書(様式第5号)も提出してください。

必要書類

- (1) 手術に要した経費の領収書
- (2) 手術を行った猫の写真(猫の全身及び耳カット等の目じるしが確認できるもの)
- (3) 認定通知書の写し

※請求書は右上の日付を記入しないようにしてください。

※写真の提出が出来ない場合は下記問合せ先までご連絡するようお願いいたします。

7. 令和8年度申請受付開始日

令和8年4月1日

<問合せ先> 幸田町役場 環境経済部 環境課 環境保全グループ
〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1-1
電話 0564-62-1111(内線272)

